

社会福祉法人泰清会

一般事業主行動計画(次世代法・女性活躍推進法 一体型)

全職員がその能力を十分に発揮し、仕事と家庭を両立させることができ、働きやすい環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日

2.目標 ※【目標1】【目標2】とも、次世代女活共有目標

【目標1】 女性職員の育児休業取得率100%を維持し、産休・育休取得者が復帰しやすい職場環境の整備に努める。また、計画期間内に男性職員1人以上の育児休業取得等を目指す。

〈取組内容と実施時期〉

令和7年4月～ 育児・介護休業法に基づく育児休業や短時間勤務の制度、子の看護休暇、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度を周知する。

また、男性職員も育児休業を取得できることを周知し、啓発を行う。

令和7年4月～ 相談窓口の設置及び寄せられた案件に対して対策を検討する。

令和9年4月～ 男性の育児休業取得状況を検証し、取得が促進されていない場合には、その原因を分析し取得への理解を促進するための管理職に対する研修等の対策を検討する。

【目標2】 長時間労働の是正を目指した職場風土づくりを継続する。

〈取組内容と実施時期〉

令和7年4月～ 各拠点の所定外労働時間の実態を継続して把握する。

令和7年4月～ 各拠点の実情に合わせたノー残業デーの実施を継続する。